

久喜市議会
平成30年2月定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	平成 29 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号） について	1
議案第 2 号	平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 号）について	2
議案第 3 号	平成 29 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）について	3
議案第 4 号	平成 29 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 3 号）について	4
議案第 5 号	平成 29 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補 正予算（第 3 号）について	5
議案第 6 号	平成 29 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	6
議案第 7 号	平成 30 年度久喜市一般会計予算について	7
議案第 8 号	平成 30 年度久喜市国民健康保険特別会計予算に ついて	8
議案第 9 号	平成 30 年度久喜市介護保険特別会計予算につい て	9
議案第 10 号	平成 30 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算 について	10
議案第 11 号	平成 30 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予 算について	11
議案第 12 号	平成 30 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予 算について	12
議案第 13 号	平成 30 年度久喜市水道事業会計予算について	13
議案第 14 号	平成 30 年度久喜市下水道事業会計予算について	14
議案第 15 号	久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例	15
議案第 16 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第 17 号	久喜市個人情報保護条例及び久喜市情報公開条例 の一部を改正する条例	18
議案第 18 号	久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例	20

議案第 19 号	久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	2 2
議案第 20 号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 21 号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	2 6
議案第 22 号	久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 23 号	久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 24 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 0
議案第 25 号	久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	3 2
議案第 26 号	久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例	3 3
議案第 27 号	久喜市都市公園条例の一部を改正する条例	3 5
議案第 28 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	3 6
議案第 29 号	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 30 号	久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例	3 8
議案第 31 号	久喜市学校給食審議会条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 32 号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	4 0
議案第 33 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	4 1
議案第 34 号	路線の認定について	4 3
議案第 35 号	路線の廃止について	4 5

議案第 1 号

平成 2 9 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

平成29年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第2号

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 3 号

平成 2 9 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

平成29年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第4号

平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第5号

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第6号

平成29年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）について

平成29年度久喜市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第7号

平成30年度久喜市一般会計予算について

平成30年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 号

平成 3 0 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

平成30年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第9号

平成30年度久喜市介護保険特別会計予算について

平成30年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 10 号

平成 30 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

平成30年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 1 月 31 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 号

平成 3 0 年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算について

平成30年度久喜市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 2 号

平成 3 0 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

平成30年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 13 号

平成 30 年度久喜市水道事業会計予算について

平成30年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 30 年 1 月 31 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 4 号

平成 3 0 年度久喜市下水道事業会計予算について

平成30年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 15 号

久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第17条の7第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

勤勉手当の支給に関する規定を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第16号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表監査委員の部一般選出委員の項中「45,000円」を「70,000円」に改め、同部議会選出委員の項中「22,000円」を「45,000円」に改め、同表ごみ処理検討委員会の項の次に次のように加える。

ごみ処理施設整備基本計画検討委員会	委員	日額 6,000円
-------------------	----	-----------

別表中

「

障がい児就学支援委員会	委員	日額 6,000円
-------------	----	-----------

」

を

「

障がい児就学支援委員会	医師たる委員	日額 15,000円
	その他の委員	日額 6,000円

」

に改め、同表いきいき相談員の項中「7,500円」を「8,300円」に改め、同表いきいき協力員の部ヘルパーの項中「5,600円」を「6,200円」に改め、同部看護師の項中「6,300円」を「7,300円」に改め、同表ファミリー・サポート・センターアドバイザーの項中「6,000円」を「6,600円」に改め、同表小学校安全監視員の項の次に次のように加える。

部活動指導員	月額 44,800円
--------	------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定及び改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第17号

久喜市個人情報保護条例及び久喜市情報公開条例の一部を改正する条例

(久喜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められるものを除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第11号を第13号とし、第5号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条各号を削る。

第38条中「第2条第6号ア」を「第2条第8号ア」に改める。

(久喜市情報公開条例の一部改正)

第2条 久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成22年久喜市条例第14号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。
(久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)
- 3 久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年久喜市条例第15号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第2条第2号」を「第2条第4号」に改める。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第18号

久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例

(設置)

第1条 久喜市が整備するごみ処理施設等(以下「新施設」という。)に関する基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) ごみ処理施設整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他新施設の整備に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる事務が終了するまでの間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求

め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、環境経済部ごみ処理施設建設推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

ごみ処理施設等の具体的な施設の整備基本計画を策定するにあたり、市民や有識者等からの意見を広く取り入れるため、久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第19号

久喜市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の種類は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及びその期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類の種類
- (5) 施設の処理能力(施設が一般廃棄物の最終処分場である場合は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 久喜市環境経済部ごみ処理施設建設推進課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 久喜市環境経済部ごみ処理施設建設推進課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第7条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第8条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、報告書等の写し及び第3条各号に掲げる事項を記載した書類を送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、久喜市が設置する一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第20号

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号キ中「行う国民健康保険の被保険者である者」を「区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同項第8号中「市が行う国民健康保険の被保険者である者(他市町村医療費助成金相当給付の支給を受けている者を除く。)」を「市の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 1 号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「28,000円」を「28,800円」に改め、同項第2号中「36,400円」を「37,400円」に改め、同項第3号中「39,200円」を「40,300円」に改め、同項第4号中「46,500円」を「47,800円」に改め、同項第5号中「56,000円」を「57,600円」に改め、同項第6号中「61,600円」を「63,300円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「70,000円」を「72,000円」に改め、同項第8号中「84,100円」を「86,400円」に改め、同項第9号中「99,800円」を「102,500円」に改め、同項第10号中「103,700円」を「106,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「25,200円」を「25,900円」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の久喜市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

介護保険法第129条に規定する保険料の改定等をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 2 2 号

久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この条例による改正後の久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により、新条例第3条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の定義規定を改めたいので、この案を提出するものであります。

議案第23号

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の一部改正並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第24号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。))」を削る。

第12条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第25号

久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

久喜市後期高齢者医療に関する条例(平成22年久喜市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により久喜市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、この案を提出するものがあります。

議案第26号

久喜市市営住宅条例の一部を改正する条例

久喜市市営住宅条例(平成22年久喜市条例第202号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第2号オ」に改める。

第16条第1項中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同項ただし書中「規定による」の次に「報告の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 市長は、市営住宅の入居権利者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第32条第2項及び第35条第2項において同じ。)が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した市営住宅の入居権利者の収入(第32条第2項及び第35条第2項において「市長が把握した入居権利者の収入」という。)及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第18条中「及び第35条第1項」を「並びに第35条第1項及び第2項」に改める。

第30条第1項中「令第8条第1項」を「第6条第1項第2号」に改める。

第32条の見出し中「収入超過者」を「収入超過者等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、引き続き3年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が第6条第1項第2号に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、第16条第3項及び前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、市長が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第35条の見出し中「高額所得者」を「高額所得者等」に改め、同条第1項中

「第32条」を「第32条第1項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 引き続き5年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であって、市長が把握した入居権利者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第16条第3項、第32条第2項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

第37条第1項中「及び第33条」を「、第32条第2項、第33条及び第35条第2項」に改める。

第38条第1項中「第16条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第35条第3項」を「第35条第4項」に、「、第40条」を「又は第40条」に改める。

第41条中「第16条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者について、認知症である者等であり収入の申告等が困難な場合、収入の申告等によらず家賃を定める等できることから、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第1条の4に次の1項を加える。

- 4 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市公園法施行令の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 28 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第2の20の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項
ただし書」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、
この案を提出するものであります。

議案第29号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2清久工業団地地区地区整備計画区域の表工業地区(B地区)の項アの欄中「法別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「法別表第2(る)項第1号(1)」に改める。

別表第2の4菖蒲インター地区地区整備計画区域の表工業流通施設地区A又は工業流通施設地区Bの項アの欄中「法別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「法別表第2(る)項第1号(1)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	保育料 (月額)	「	保育料(月額)		を に	」
	0円	3歳児	0円	4歳以上児	0円		
	0円	12,000円	0円	13,900円	12,000円		
	12,000円	15,200円	13,900円	17,700円	15,200円		
	15,200円	18,500円	17,700円	21,500円	18,500円		
	18,500円	」	21,500円	」	18,500円		」

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成31年度から久喜市立中央幼稚園及び栗橋幼稚園において3歳児保育を実施することを予定しており、このことに伴い、保育料に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものであります。

議案第 3 1 号

久喜市学校給食審議会条例の一部を改正する条例

久喜市学校給食審議会条例(平成22年久喜市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会学務課」を「教育委員会学校給食課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成30年4月1日付組織機構改革に伴い、久喜市学校給食審議会の担当部署を改正するため、この案を提出するものであります。

議案第 3 2 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて、議決を求める。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものがあります。

議案第 3 3 号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成30年1月31日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成30年4月1日からの入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜 4393 号線	久喜市本町八丁目	久喜市本町八丁目	
久喜 4394 号線	久喜市本町八丁目	久喜市本町八丁目	
菖蒲 2429 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2432 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2448 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2470 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町柴山枝郷	
菖蒲 2634 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2780 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町柴山枝郷	
菖蒲 2781 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町柴山枝郷	
菖蒲 2782 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町柴山枝郷	
菖蒲 2783 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2784 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町柴山枝郷	
菖蒲 2785 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2786 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2787 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2788 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2789 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2790 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2791 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2792 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2793 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2794 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2795 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2796 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2797 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
栗橋 263 号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北二丁目	
栗橋 551 号線	久喜市佐間	久喜市佐間	

栗橋 552 号線	久喜市間鎌	久喜市間鎌	
栗橋 742 号線	久喜市佐間	久喜市佐間	
鷺宮 1047 号線	久喜市東大輪	久喜市東大輪	
鷺宮 1048 号線	久喜市東大輪	久喜市東大輪	
鷺宮 1563 号線	久喜市東大輪	久喜市八甫	
鷺宮 1564 号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	

平成 30 年 1 月 31 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 3 5 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
菖蒲 1258 号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
菖蒲 1260 号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
菖蒲 1287 号線	久喜市菖蒲町菖蒲	久喜市菖蒲町菖蒲	
菖蒲 2429 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2432 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2448 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2470 号線	久喜市菖蒲町柴山枝郷	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2626 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2627 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
菖蒲 2634 号線	久喜市菖蒲町下栢間	久喜市菖蒲町下栢間	
栗橋 1 号線	久喜市栗橋	久喜市栗橋	
栗橋 2 号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北二丁目	
栗橋 227 号線	久喜市栗橋東六丁目	久喜市栗橋東六丁目	

平成 3 0 年 1 月 3 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。